

"	"	Breag20785	第34763号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20823	第34764号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20866	第34765号 令和2年6月12日	"	"
"	Natura Breeders SA KI 4 Via Corzo, Bogota D.C., Colombia	NATcle	第34766号 令和2年6月12日	"	"
Gypsophila L.	Menachem Bornstein Rahnovich 24/ 19, 5867239 Holon, Israel David T Sroya Moshav Arneioz farm 183, 85435 Negev, Israel	PINK SYMPH-ONY	第34261号 令和元年10月28日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch	高橋忠吉 福島県伊達市月舘町割代田字馬場13	黄美の香り	第31647号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄美のハート	第31648号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄美の月	第34403号 令和元年12月20日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch var. nucipersica (Suckow) C. K. Schneid.	"	スカーレット	第33273号 平成30年7月23日	"	"

○防衛省告示第百六十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年十二月三十日から施行する。

令和三年十二月二十日

防衛大臣 岸 信夫

陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所

対象防衛関係施設 の所在地	北海道稚内市	大字宗谷村字大岬
対象防衛関係施設 の区域	北海道稚内市	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五 十五分三十二秒の点 二 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五 十五分五十四秒の点 三 北緯四十五度二十九分十二秒、東経百四十一度五十 六分十七秒の点 四 北緯四十五度二十八分五十三秒、東経百四十一度五 十六分一秒の点 五 北緯四十五度二十八分五十二秒、東経百四十一度五 十五分二十八秒の点 六 北緯四十五度二十九分五秒、東経百四十一度五十五 分二十二秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道礼文郡礼 文町	大字船泊村字沼の沢番外地
対象防衛関係施設 の区域	北海道礼文郡礼 文町	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三 分十八秒の点 二 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度二 分四十六秒の点 三 北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度二分四 十一秒の点 四 北緯四十五度二十五分五十四秒、東経百四十一度二 分五十五秒の点 五 北緯四十五度二十五分五十七秒、東経百四十一度三 分二十二秒の点 六 北緯四十五度二十六分六秒、東経百四十一度三分三 十秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交差法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	五 北緯四十一度四十六分十八秒、東経百四十度四十二分五十九秒の点 六 北緯四十一度四十六分五秒、東経百四十度四十三分〇秒の点
----	---	---

対象防衛関係施設の所在地	北海道松前郡松前町	字建石五十三番地六
対象防衛関係施設の区域	前町	字建石及び字弁天（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯四十一度二十五分二十九秒、東経百四十度五十二分四秒の点 二 北緯四十一度二十五分四十二秒、東経百四十度五十二分二秒の点 三 北緯四十一度二十五分四十分、東経百四十度四十分三十九秒の点 四 北緯四十一度二十五分二十秒、東経百四十度四十分三十九秒の点 五 北緯四十一度二十五分十秒、東経百四十度五十分八秒の点

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	五 北緯四十一度四十六分十八秒、東経百四十度四十二分五十九秒の点 六 北緯四十一度四十六分五秒、東経百四十度四十三分〇秒の点
----	---	---

対象防衛関係施設の所在地	北海道松前郡松前町	字建石二百二十六番地二
対象防衛関係施設の区域	前町	字建石（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯四十一度二十五分五十八秒、東経百四十度四十分三十九秒の点 二 北緯四十一度二十五分五十三秒、東経百四十度五十分十秒の点 三 北緯四十一度二十六分九秒、東経百四十度五十分二秒の点 四 北緯四十一度二十六分二十二秒、東経百四十度五十分七秒の点

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	五 北緯四十一度二十六分十一秒、東経百四十度四十分四十一秒の点 六 北緯四十一度二十六分十五秒、東経百四十度四十分三秒の点 七 北緯四十一度二十五分五十六秒、東経百四十度四十分六秒の点 八 北緯四十一度二十五分四十九秒、東経百四十度四十分二十八秒の点
----	---	--

対象防衛関係施設の所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町	字三厩龍浜五十四番地
対象防衛関係施設の区域	外ヶ浜町	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一 北緯四十一度十五分三十秒、東経百四十度二十分五十九秒の点 二 北緯四十一度十五分三十八秒、東経百四十度二十分五十二秒の点 三 北緯四十一度十五分四十七秒、東経百四十度二十分三十一秒の点 四 北緯四十一度十五分三十四秒、東経百四十度二十分十四秒の点 五 北緯四十一度十五分十三秒、東経百四十度二十分二十三秒の点 六 北緯四十一度十五分八秒、東経百四十度二十分三十四秒の点

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	五 北緯四十一度二十六分十一秒、東経百四十度四十分四十一秒の点 六 北緯四十一度二十六分十五秒、東経百四十度四十分三秒の点 七 北緯四十一度二十五分五十六秒、東経百四十度四十分六秒の点 八 北緯四十一度二十五分四十九秒、東経百四十度四十分二十八秒の点
----	---	--

対象防衛関係施設の所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町	字三厩龍浜
対象防衛関係施設の区域	外ヶ浜町	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一 北緯四十一度十五分三十秒、東経百四十度二十分五十九秒の点 二 北緯四十一度十五分三十八秒、東経百四十度二十分五十二秒の点 三 北緯四十一度十五分四十七秒、東経百四十度二十分三十一秒の点 四 北緯四十一度十五分三十四秒、東経百四十度二十分十四秒の点 五 北緯四十一度十五分十三秒、東経百四十度二十分二十三秒の点 六 北緯四十一度十五分八秒、東経百四十度二十分三十四秒の点